

職員の懲戒処分について②

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被処分者	(1) 所属 行財政局付(事案発生時:子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部) (2) 年齢・性別 43歳・男性 (3) 職位・職種 課長級・事務
処分日	令和4年3月22日
処分内容	減給10分の1 1月
事案概要	<p>1 被処分者は以下のパワーハラスメントを行った。</p> <p>(1) 令和2年9月頃から令和3年3月まで、直属の部下であった係長に対し、同係長が業務に係る相談をした際などに、威圧的な発言を繰り返した。</p> <p>(2) 令和3年5月頃、同年4月に配属され直属の部下であった係長に指摘を行った際に、威圧的な発言をした。</p> <p>(3) 令和3年6月、直属の部下であった担当者に対し、詰問する口調で感情的に叱責した。</p> <p>2 被処分者は、職場の机やロッカーをいつもより強く閉めるなど、音を殊更に立てるような行為を複数回行い、職場環境を悪化させた。</p>
備考	上記事案に対する管理監督責任として、当時の直属の上司に対し、市長から文書による厳重注意を行った。